

春の交通安全県民運動

平成23年5月11日(水)～5月20日(金)

交通事故死ゼロを目指す日 平成23年5月20日(金)

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



統一行動日 平成23年5月11日(水)「一斉街頭活動日」です。

各実施機関・団体が、交差点等の街頭において県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とします。

●運転者部門 (永平寺町 前川 邦昭さんの作品)

運転は 軽い会釈でゆずり愛 あなたと築こう さわやか福井

●歩行者部門 (坂井市 氏家 光代さんの作品)

つけときネ カバンに靴に 反射材

●飲酒運転根絶部門 (越前市 中村 勝樹さんの作品)

飲酒運転 しない!させない! 愛言葉

●自転車部門 (福井市 山内 昭治さんの作品)

自転車に マナーも乗せて 踏むペダル

県の
「交通安全スローガン」
が決定しました!

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上

福井県・福井県警察本部・福井県教育委員会・県内各市町・福井県交通対策協議会

運動の重点と取組み

1 子どもと高齢者の交通事故防止

高齢者

高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転に心がけましょう。

運転者

子ども、高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）、高齢運転者を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、「思いやり運転」に努めましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者

「自転車安全利用五則」の遵守による安全かつ正しい交通行動を実践する。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則。
- 2 車道は左側を通行
自転車はそれぞれの道路の左側に寄って通行する。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、または自転車から降りて押して歩かなければならない。
- 4 安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせるようにする。

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者
同乗者

車に乗る時は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底しましょう。

家庭
地域
職場

シートベルトおよびチャイルドシート着用の必要性和着用効果について話し合い、正しい着用を習慣付けましょう。



4 飲酒運転の根絶

運転者

酒気を帯びて車両等を運転することは絶対にやめましょう。

家庭
地域
職場

飲酒運転の危険性、責任の重大性について話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努めましょう。



相談無料

福井県交通事故相談所をご利用ください

- 交通事故の被害者や加害者が抱える様々な悩みや問題に、専門の相談員が中立公平にアドバイスします。
- 相談は面接または電話にて受付けています。（個人情報）は固く守ります。）

福井相談所

- ◆電話番号 0776 - 20 - 0518
- ◆相談受付 月曜日～金曜日 9:00～16:00
（土・日、祝日、年末年始は除く）
- ◆所在地 福井市大手2丁目9-10
福井県電気ビル2階

敦賀相談所

- ◆電話番号 0770 - 22 - 5312
- ◆相談受付 毎週火曜日 10:00～15:00
（火曜日が祝日の場合は次の平日）
- ◆所在地 敦賀市中央町1丁目7-42
敦賀合同庁舎1階

毎月1日・16日は交通安全総点検の日